



妊娠中から出産・子育て期を支援するため、
精華町から「出産・子育て応援給付金」を支給します



すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊婦や子育て家庭の相談に応じる伴走型相談支援と、妊娠した方に5万円の出産応援給付金、出産後に乳児1人あたり5万円の子育て応援給付金を支給する経済的支援を実施します。

1 内容

◆ 伴走型相談支援

- ①妊娠届出時の妊婦との面談
- ②妊娠後期（8か月ごろ）のアンケートおよび希望者への面談
- ③出産後の赤ちゃん訪問における養育者との面談

◆ 経済的支援（応援給付金）

- （1）出産応援給付金：妊婦1人につき50,000円を妊婦に支給
- （2）子育て応援給付金：出産した子ども1人につき50,000円を養育者に支給

2 支給対象者

| | | |
|--------------------------|--|-------------------|
| 令和5年2月1日以降に妊娠届出をした妊婦 | <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時の妊婦面談後に申請書を配布します。 ※都合により妊婦が届出が出来ない場合は、後日面談を実施し、申請書を配布します。 | 「出産応援給付金」の対象者に該当 |
| 令和5年2月1日以降に赤ちゃん訪問を実施した家庭 | <ul style="list-style-type: none"> ・出産後の赤ちゃん訪問における養育者との面談時に申請書を配布します。 | 「子育て応援給付金」の対象者に該当 |
| ※いずれも面談が必須条件となります。 | | |

3 申請方法

上記の支給対象者に申請書をお渡しします。
申請書類に不備がなければ、申請受理後2か月以内に指定の口座に振込します。

4 注意事項

他市町村ですでに出産・子育て応援給付金を受け取られている方は、対象外です。
給付金の支給後、この給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。

【申請および問合せ】

精華町役場 健康福祉環境部 健康推進課（母子保健係）
〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻 70 番地
TEL) 0774-95-1905 FAX) 0774-95-3974

